

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両） 申請書類チェックリスト

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	提出書類	備考													
1	申請書類チェックリスト	・ホームページからダウンロード													
2	助成金交付申請書 (第1号様式)	・ホームページからダウンロード													
3	請求書等 コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・GEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。 ・車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。 ・下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。 													
4	領収書 コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・所有権留付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書で、カッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること) 													
5	自動車検査証 コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録（新規登録）時のものを提出すること。 ・申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のみで可。 ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。 													
6	住民票または 印鑑証明書 原本または コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人・個人事業主の場合に必要 ・申請受付日から3か月以内に発行されたものであること 													
7	登記事項証明書 (現在事項全部 証明書) 原本または コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合に必要 ・申請受付日から3か月以内に発行されたものであること ・登記情報提供サービスから印刷したものでも可 													
8	法人住民税または 個人事業税 納税証明書 原本または コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人・個人事業主の場合に必要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○法人の場合</td> </tr> <tr> <td>・法人都民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（※法人事業税は不可）</td> </tr> <tr> <td>・窓口は都税事務所</td> </tr> <tr> <td>・リース事業者で都内に支店等がない場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書</td> </tr> <tr> <td>・都内の支店等設置を初めて届け出てから最初の事業年度分が納期未到来の場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書</td> </tr> <tr> <td>・法人設立後最初の事業年度分が納期未到来の場合は、提出不要</td> </tr> <tr> <td>・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」</td> </tr> <tr> <td>○個人事業主の場合</td> </tr> <tr> <td>・申請時点の前年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0）</td> </tr> <tr> <td>・窓口は都税事務所</td> </tr> <tr> <td>・都税事務所に事業開始を届け出た年の納期が未到来の場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出</td> </tr> <tr> <td>・非課税の場合は、非課税となる直近の「確定申告書B」の写しを提出</td> </tr> <tr> <td>※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出</td> </tr> </table>	○法人の場合	・法人 都民税 の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（※法人事業税は不可）	・窓口は都税事務所	・リース事業者で都内に支店等がない場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書	・都内の支店等設置を初めて届け出てから最初の事業年度分が納期未到来の場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書	・法人設立後最初の事業年度分が納期未到来の場合は、提出不要	・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」	○個人事業主の場合	・ 申請時点の前年度 の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0）	・窓口は都税事務所	・都税事務所に事業開始を届け出た年の納期が未到来の場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出	・非課税の場合は、非課税となる直近の「確定申告書B」の写しを提出	※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出
○法人の場合															
・法人 都民税 の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（※法人事業税は不可）															
・窓口は都税事務所															
・リース事業者で都内に支店等がない場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書															
・都内の支店等設置を初めて届け出てから最初の事業年度分が納期未到来の場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書															
・法人設立後最初の事業年度分が納期未到来の場合は、提出不要															
・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」															
○個人事業主の場合															
・ 申請時点の前年度 の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0）															
・窓口は都税事務所															
・都税事務所に事業開始を届け出た年の納期が未到来の場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出															
・非課税の場合は、非課税となる直近の「確定申告書B」の写しを提出															
※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出															
9	振込口座が確認 できる書類 コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 													
10	その他公社が必要と認める書類	・必要に応じて公社から求められた場合に提出													

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両） 申請書類チェックリスト

申請者がリース事業者の場合※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのもが必要。

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
11		誓約書（第2号様式）（貸与先）	・ホームページからダウンロード
12		住民票または印鑑証明書（貸与先）	原本またはコピー ・貸与先が個人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo6と同様
13		登記事項証明書（現在事項全部証明書）（貸与先）	原本またはコピー ・貸与先が法人の場合に必要 ・注意事項はNo7と同様
14		法人住民税または個人事業税納税証明書（貸与先）	原本またはコピー 貸与先が法人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo8と同様
15		リース契約書	コピー
16		貸与料金の算定根拠明細書（第10号様式）	・ホームページからダウンロード

申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している場合

（車検証の使用者が役員・従業員となる場合）

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
17		車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書	・ホームページからダウンロード
18		法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が役員の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書に役員名の記載がある場合は、追加の書類提出は不要 ・登記事項証明書に記載がない場合は、従業員と同様の書類を提出 ・使用者が従業員の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書（ホームページからダウンロード） ・従業員の身分証明書（下記のいずれか1点）のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面をコピー。有効期限内のもの） ・健康保険証（住所の記載があり有効期限内のもの） ・住民票（発行後3カ月以内のもの） ・印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） ・従業員の給与所得の源泉徴収票の写し（住所・氏名以外を墨消し）

以下の両方に該当する場合

・法人で、本社が都外、登記事項証明書に都内支店等の登記がない。

・都内の支店等設置を初めて届け出てから初回納期未到来のため、法人都民税納税証明書が提出できない。

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
19		法人設立・設置届出書（控え）	コピー ・都内の支店等設置を届け出たもの ・都税事務所の受付印があること